

水俣市監査委員公告第 14 号

水俣市監査基準第 4 条第 2 項に規定する定期監査のうち、令和 4 年度企業会計分を実施しましたので、同基準第 23 項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 28 日

水俣市監査委員 坂本 幸則

水俣市監査委員 真野 頼隆

令和４年度財務監査（定期監査：水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計（合併処理浄化槽設置事業）分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和２年監査委員規程第４号）

2 監査等の種類 財務監査（令和４年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和４年度水道事業会計、公共下水道事業会計及び令和２年度、令和３年度一般会計（合併処理浄化槽設置事業）に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（上下水道局）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は上下水道局及び会計課内

(2) 日程

ア 事前監査 令和４年１１月１７日（木）から１１月２１日（月）まで、
また、令和４年１１月２２日（火）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和４年１１月２５日（金）から１２月１５日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数を誤っているものがあった。今一度精査されたい。

イ 会計年度任用職員の通勤手当について、夏休みを取得している日に、通勤手当を支給しているものがあった。
(上下水道工務課水道工務係)

ウ 公用車及び貸切バスのみの出張については、水俣市旅費支給条例第6条及び水俣市旅費支給事務取扱要綱第5条の規定により、日当は発生しないが、誤って日当を支給しているものがあった。
(上下水道工務課)

・下水道管更生技術施工展 2022 長崎 (R4. 10. 20)

(3) 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) 現地監査の結果 特になし。

(6) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

令和4年度財務監査（定期監査：病院事業会計分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度病院事業会計に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（総合医療センター）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(3) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は総合医療センター内

(4) 日程

ア 事前監査 令和4年11月9日（水）から11月11日（金）まで、
また、令和4年11月15日（火）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和4年11月30日（水）から12月15日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(7) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(8) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 旅費の積算に以下の誤りがあった。他の旅費についても、もう一度、確認されたい。
(総務課総務係)

- ㊦ 旅費の計算を最も経済的な通常の経路で積算していないものがあった。
 - ・2022年度日臨技九州支部医学検査学会（第56回）in福岡
- ㊧ 管理者の日当を誤って積算しているものがあった。
 - ・地域医療についての打ち合わせ及び意見交換会（令和4年10月19日）

(9) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(10) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 医療費の滞納者に対し、納付指導等を行うなど努力されており、今後も引き続き滞納額の解消に努められたい。
(医事課医事係)

イ 研修の参加費について、当日参加登録より、事前参加登録をしたほうが費用が少なく済む研修もあることから、経済的な支出に留意されたい。

ウ 交通機関の料金体系を十分に確認し、統一したルールでの料金の積算を検討されたい。
(総務課総務係)

- ㊦ 曜日や繁忙期による指定席料金の相違が見られた。

エ 出張をデータで一元管理されているが、今年度から復命書の提出の有無を追加し、チェック体制を強化されていた。

しかしながら、復命書については、作成されていないものが散見されたので、全ての職員に対し、復命書作成に関する統一した指導（文書での復命が必要か、口頭復命でいいのか等）をお願いしたい。

オ 開札調書に手書きのものと印字されたものがある。開札後、手書きの調書を清書しているのではないかとと思われるが、手順を確認されたい。
(総務課管財係)

(11) 現地監査の結果 特になし。

(12) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(3) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長等に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長等に提出するとともに、公表する。

(4) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について

(1) 契約書の記載住所に誤りがあった。

(総務課管財係)

⑦ 消防設備等保守点検業務

5 物品管理事務等について 特になし。